

（３）助成対象経費の費目について

現 行

費目	説明
人件費	被補助団体が被用者に対して支出した給料、諸手当、共済費及び賃金
報償費	講演会等に要した講師謝礼金、助成事業に携わった者に対する謝金等
役務費	通信費（切手代等）、運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料・賃借料	会場使用料（付帯設備使用料を含む。） 会場設営費、車両等の賃借料等
消耗品費	事業に係る物件費、材料費 印刷費（チラシ・ポスター等の印刷費）等
旅費	講師招へい旅費、出張旅費、宿泊費、ガソリン代等
備品購入費	事業実施に必要なもので単価が2万円以内のもの
その他	その他事業に伴い必要な経費

事務局案

費目	説明
人件費	被補助団体が被用者に対して支出した給料、諸手当、共済費及び賃金
報償費	講演会等に要した講師謝礼金、助成事業に携わった者に対する謝金等
役務費	通信費（切手代等）、運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料・賃借料	会場使用料（付帯設備使用料を含む。） 会場設営費、車両等の賃借料等
事務費	事業に係る物件費、材料費 印刷費（チラシ・ポスター等の印刷費）等
旅費	講師招へい旅費、出張旅費、宿泊費、ガソリン代等
委託費	事業実施に必要なもの（HP作成、デザイン等）
その他	その他事業に伴い必要な経費

（改正理由）

備品購入費の定義が曖昧であり、消耗品費等と区別する必要がないためこれを廃止し、名称を改めた事務費の中で取り扱うほか、今回新たに事業実施に必要と思われる委託費を新設する。